

令和3年11月24日

守谷市議会議長 殿

委員長：梅木 伸治



報告者：海老原博幸



議会運営委員会視察・研修報告

標記の件について、次のとおり参加したので報告します。

視察・研修日	令和3年11月12日
視察・研修場所	福島市役所会議室
視察・研修項目	福島市議会議会基本条例見直しの仕組みについて
参加者	守谷市側 梅木伸治、伯耆田富夫、寺田文彦、高梨恭子、長谷川信市、 渡辺秀一、高梨隆、砂川誠、海老原博幸、議長:高橋典久 議会事務局長:高橋弘人、同補佐:高橋哲也
	相手側 真田議長、議会運営委員会:小松委員長、議会事務局 渡辺 様
視察・研修目的	福島市の議会基本条例の見直しの仕組みについて学ぶ
視察・研修内容	<p>1.福島市の議会基本条例の検証方法の概要</p> <p>(1)平成26年議会基本条例制定と同時に見直しの手続きとして第34条を定め、具体的な見直し手続きについて「議会基本条例施行状況管理要綱」を規定している</p> <p>(2)毎年9月に議長が議会改革検討会に諮問し11月に答申を行う</p> <p>(3)これまでに検討の進め方、検討項目、書式などの変更を行った。</p> <p>2.議会基本条例施行状況の検証方法</p> <p>(1)議会基本条例等の検証の進め方</p> <p>①福島市議会基本条例(以下「基本条例」)第34条に関する検討事項は次のとおりとする</p> <p>I 基本条例の目的達成のための取組方針について</p> <p>II 基本条例改正等及び関連規則要綱等の見直しの必要性について</p> <p>②①の事項を検討するために議会基本条例の施行状況について議長より諮問を受け、評価を行い、今後の取組方針、見直しの必要性を検討、検証する。</p>

(2)議会基本条例施行状況の評価する項目

施行状況の評価する項目は、基本条例の施行状況の基本方針の三本柱である次の項目及び他の項目とする。

- ① 市民に開かれた議会 評価項目 10 項目
- ② 議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会 評価項目 2 項目
- ③ 政策立案や政策提言を積極的に行う議会 評価項目 2 項目
- ④その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目

以上 15 項目で詳細は割愛

(3)評価の方法

①評価の手順

I 取組状況・取組内容の確認

議会改革検討会において、議会基本条例の施行状況の評価する項目ごとに取組状況・取組内容について説明、質疑、意見交のうえ施行状況の実績を確認する。

II 会派評価の実施

項目ごとに、取組状況・取組内容と評価基準に基づき、各会派で評価を行い、評価理由や改善のための協議を行った結果を会派評価として集約する。

III 総合評価の決定

会派評価に基づき議会改革検討会での協議により総合評価を行い今後の取組方針、基本条例改正等及び関連規則要綱等の見直しの必要性を決定する。

②評価の基準

会派評価に及び総合評価は 3 段階により評価を行い、その基準は次のとおりとする。

A 評価：このまま推進

B 評価：改善や新しい取組を検討

C 評価：原因分析と制度の見直しを検討

*条例施行時は 6 段階評価だったが各会派の評価を集約するのに調整が大変だったため 3 段階に変更した

(4)施行状況の評価する期間

8 月 1 日～翌年 7 月 31 日

(福島市議会の会期及び議員の任期に合わせた期間/9 月諮問
11 月答申)

(5)答申の方法

基本条例の施行状況の評価とその結果を踏まえ、取り組み状況の必要性や必要に応じて基本条例の改正等を検証のうえ答申をとりまとめ、11 月を目途に答申書の提出を行う。

	<p>Q1 議会改革検討会の構成メンバーはどうなっているか？ A 副議長を委員長とし各会派から1名選出してもらっている</p> <p>Q2 議会改革検討会の他に会派代表者会議があるようだがメンバーは違うのか？ A 基本的に同じということはないが少数会派では同じ方が両会議のメンバーということもある。</p> <p>Q3 守谷市議会の場合市役所で開催しているが参加人数が少ない参加員数を増やす工夫は何かしてるか？ A その件は福島市としても永遠の課題ととらえている。広報で周知する等で対応している。</p> <p>Q4 議会報告会を春秋と年2回各4会場で年回8回開催しているが各回議員全員出席しているのか？ A 議長を除く34名を4班に分けて各班が春秋1回ずつ出席する形をとっている。各班に各常任委員がバランスよく入るよう、また議員の居住地区も勘案して事務局に割り振りして頂いている。</p> <p>Q5 議長交代にともない議長の進めたいことを推進するために条例を改定するようなこともあるのか？ A 必要に応じてあり得ると思うがこれまでのところ発生していない。ただし要綱は必要に応じて改定している</p>
<p>視察・研修総括 (今後の取組み等)</p>	<p>基本条例に見直しの規定が盛り込まれ、1年サイクルでPDCAが回っているのは素晴らしいと思った。</p> <p>平成26年に条例制定後条例の改定はないが実情に合わせ要綱を変えているとのことで、実際に運用しながら改善が進んでいるのだと強く感じた。</p> <p>守谷市の場合は見直し規定が基本条例第29条に盛り込まれているものの、福島市議会の条例のように要綱で、見直し期間、項目、方法、時期などが明確にはなっていません。</p> <p>今回の視察で守谷市でも見直し規定について要綱による規定等を検討する価値はあると感じた。</p>